牧之原市役所　▶榛原庁舎☎㉓0001▶相良庁舎☎㊸2600　ホームページ http://www.city.makinohara.shizuoka.jp
牧之原市総合健康福祉センターさざんか☎㉓0070　榛原文化センター☎㉓0002　相良総合センターい～ら☎㊷5544

施設

安全で使いやすい施設に生まれ変わりました

静波体育館は来年の1月9日から利用できます

問い合わせ　健康推進課　松浦　☎（23）0025

静波体育館は、昭和55年に勤労者体育館として建築され、多くの皆さんに利用されてきましたが、老朽化が進み耐震性も不足していたことから、今年度、耐震補強工事が行われました。

今年7月に着工した工事は12月28日で完了し、来年の1月9日から皆さんにご利用いただけます。

今回の工事では、耐震ブレースや天井材落下防止ネットの設置などの耐震補強に併せて、屋根や壁、床の再塗装、トイレの洋式化や玄関ホールの改修など、利用者の利便性の向上を図るため、リニューアルを行いました。

より安全で安心な施設となった体育館は、地域のスポーツやふれあい事業の拠点として、また災害時には物資集積所として、重要な役割を担うことになります。

設置された耐震ブレース（筋交い）

屋根や壁も再塗装

改修後の玄関ホール

■静波体育館耐震補強工事の完成を祝う会

日時　平成25年1月5日㈯
午後1時30分～午後3時
会場　静波体育館
内容　▶児童館一輪車クラブの演技披露
▶吹き矢・ファミリーバドミントンなど
ニュースポーツの紹介と体験

＊当日は自由に見学できます。詳しくは健康推進課までお問い合わせください。

税金

毎年1月1日現在における固定資産の所有者に課税

固定資産税についてお知らせします

問い合わせ　税務課　渥美　☎（23）0035

固定資産税とは

固定資産税は、市内の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者に課税される市税です。年の途中の売買や相続などにより、所有権が移転した場合でも「1月1日現在の所有者」に対して課税されます。

固定資産税は市税全体の約半分を占めており、市民サービスや公共事業などを行うための重要な財源となっています。

納税義務者

固定資産税を納めていただくのは、原則として固定資産の所有者となります。

税額の算出方法

固定資産税の税額は「課税標準額×税率」により算出されます。

税率と課税標準額について

本市における固定資産税の税率は、1・4％です。

課税標準額は、原則として固定資産の価格（評価額）と同じになります。ただし、住宅用地のように特例措置が適用される場合や、宅地の税負担の調整措置が適用される場合は、評価額と異なります。

評価の方法

総務大臣が定めた基準に基づいて評価を行っています。

【土地】　地価公示価格や不動産鑑定評価を基に、宅地や農地、山林や原野、雑種地などの地目別に定められた評価方法により行います。

【家屋】　完成した家屋の構造材や外装、内装などに評点を付ける家屋調査に基づいて算定した価格に、経過年数などの補正率を乗じて算出します。

【償却資産】　資産の取得時期や取得価格、耐用年数に基づき、経過年数に応じた減価を考慮して算出します。

償却資産の申告のお願い

法人や個人で工場や商店などを営んでいる場合、所有している事業用資産（構築物、機械、備品など）は償却資産の対象となり、固定資産の申告が必要となります。

12月上旬に申告書を発送しましたので、1月31日㈭までに申告してください。償却資産を所有している人で申告書が届かない場合は、お問い合わせください。

相談

相談員が解決の方法を一緒に考えます

困ったときはお気軽に相談してください

問い合わせ　市民相談センター　横山　☎（23）0088

市民相談センターには、毎日さまざまな相談が寄せられています。

秘密は守られますので、独りで悩まずにまずは相談してください。

［相談1］SF商法

業者が自宅に来て「今度の休日に、この近所で日用品を格安で販売する」と宣伝をしていった。週末に出掛けてみると、閉め切った会場内で大勢の人が次々に食品や日用雑貨を格安で購入していた。その場の雰囲気に流されてしまい、自分も安い商品を購入しているうちに気付くと健康の話題になり、最後には数十万円もする高額な健康食品を買わされた。

■アドバイス

閉め切った会場に入るとそこから出にくい雰囲気になり、高額な商品を買わされてしまう場合があるので注意しましょう。

また、「粗品を無料配布」「商品を格安で販売」といった甘い言葉に誘われないようにしましょう。

［相談2］買え買え詐欺

自宅にAという業者から電話があり「B社からの封筒は届いていないか。B社が販売している商品は大変価値があるが、封筒が届いた人しか購入できない。10万円で購入してくれたら、20万円で買い取るから購入してほしい」と言われた。数日後、B社から封筒が届いたが、購入しても大丈夫か。

■アドバイス

あなただけに、特別な良い話はありません。電話での儲け話には、乗らないようにしましょう。また、自分から業者に連絡をすると断れなくなったりしますので、連絡しないようにしましょう。

［相談3］送り付け商法

配送係を名乗る人物から電話があり「以前、注文してくれたカニを着払いで届けるので、三万円を用意しておいてほしい」言われた。注文した覚えがないので断ると「確かに注文した。今からではキャンセルできない。一万円にするから支払ってほしい」と言われた。

■アドバイス

注文していなければ、きっぱりと断りましょう。また、商品が届いてしまった場合には受け取りを拒否することや、勘違いして受け取ってしまった場合には、クーリング・オフすることができます。

自治

シリーズ自治基本条例推進会議

第5回　具体的なルールについての検討を開始②

問い合わせ　地域政策課　石神　☎（23）0053

11月22日に第6回市自治基本条例推進会議を開催しました。

今回も前回同様、委員と市職員プロジェクトチームメンバーとの合同会議という形で進めました。

市民参加に関する条例案について、前回の意見を反映させた修正案を確認し、概ね了承されました。また、「市民投票制度」を主な論点として、グループでのワークショップや全体での意見交換を行いました。

主な意見は次のとおりです。

［市民投票制度について］

▼個別型（案件ごとに個別の条例を制定し、実施するもの）と常設型（対象事項や発議の方法などを定めた条例をあらかじめ制定し、実施するもの）の長所、短所が分かりにくい。

▼本市は市民投票の経験がないので個別型の方が良いのではないか。

▼集めた署名を無駄にしないためには常設型の方が良いと思う。

▼市民投票についてもう少し知識を深める必要があるので、専門家を呼んで勉強会を開催したい。

［その他全体的な意見］

▼市民に行政への関心を持ってもらうことが大事。そのためには、まめな広報活動が必要。

▼行政と市民の意見交換会は、参加しにくい雰囲気がある。若者や女性が参加しやすくなるような工夫をしてほしい。

▼市民参加の実施予定は、年度当初に公表したもの以外に新たな事業が生じたら、その都度公表することが必要。

次回の会議は、引き続き「市民投票制度」を主な論点として12月11日に開催します。

■今回提出した修正案の主な内容

［市民参加の実施予定の公表について］

市民参加の実施状況の報告だけでなく、実施予定についても年度当初に公表することを加えました。

公表する主な事項は、①市民参加を予定している事業の内容、②実施方法、③実施時期、などです。

［市民政策提案手続きの実施について］

市民参加の方法の一つとして、「市民政策提案手続の実施」を加えました。「市民政策提案手続」とは、市民が自発的に、または市長などからの求めに応じて提案した政策などに対して、その提案の概要および提案に対する市長などの考え方を公表する一連の手続のことです。